

令和2年11月25日招集

## 第11回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和2年第11回狭山市農業委員会総会

---

令和2年11月25日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 狭山農業振興地域整備計画の変更について
  - (2) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
  - (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (6) 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 報告・協議事項
  - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (2) 農地利用活性化研修について
  - (3) その他
- 5 閉会 午後3時30分

---

本日の出席農業委員 12名

1番 宇佐美日出夫	3番 諸口秀敏	
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 1名)

2番 宮岡利治

本日の出席推進委員 8名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	松村享子

(本日の欠席推進委員 0名)

---

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二 主任 橋本邦彦

---

事務局	<p>定時になりましたので、これより第11回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。</p> <p>本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 農業振興地域整備計画変更申出書</li> <li>・資料2 総会議案書</li> <li>・資料3 議案図面資料</li> </ul> <p>席上に配付しました</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料4 農地法第3、4、5条の届出受理状況</li> <li>・定時自動送金依頼書</li> <li>・「一般社団法人 埼玉県農業会議」の封筒に入った本日の研修資料</li> <li>・「全国農業新聞を読もう！！」パンフレット</li> <li>・冊子「のうねん」</li> </ul> <p>となります。宜しいでしょうか。</p>
事務局	<p>本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。</p> <p>また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。</p> <p>それでは、これより第11回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。</p> <p>最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。</p>
会 長	【会長の挨拶】
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。</p>
議 事	
議 長	<p>只今から、第11回狭山市農業委員会総会を開催します。</p> <p>なお、議席番号 2番 宮岡委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。</p> <p>始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。</p> <p>今回は、議席番号10番 小野田委員と11番 荒井委員にお願いします。</p> <p>これより議案の審議を行います。</p>

議 長	議案第 1 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。 農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	資料 1（農業振興地域整備計画変更申出書の説明）
議 長	説明が終わりました。 質疑を受け付けます。 （質疑なし）
事務局	農業振興地域整備計画については特にご意見等もなかったようですので、進んでいくと思いますが、補足をしたいと思います。 説明のあった中の 1 案件について、農振の手続きが終わって農地転用の手続きがとられる中で、200㎡を超えてしまうと 2 a 未満の届出では済まないため、許可申請になるとお考えになった方も多いたと思います。現在堆肥板と農機具置場があります。 手続上の漏れはあったにしても、農家が使っているものを壊して、もう一度同じものを作るという対応はいかなものかと考えておりますので、堆肥板については 2 a 未満の届出を出してもらい、残った半分の農機具置場も 2 a 未満の届出を出してもらうことで対応しようと思っておりますがよろしいでしょうか。
議 長	説明が終わりました。 質疑を受け付けます。 （質疑なし） 質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。よって、本件を『承認』します。  農業振興課の案件は終了しましたので、ここで、農業振興課は、退席します。  次に、議案第 2 号「農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。 農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。はじめに入間川地区の粕谷推進委員、お願いします。
粕谷委員	入間川地区ですが、この時期になると農地の草もあまり見られなくなっています。あとは、利用権設定について活動しました。
議 長	次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。
仲川委員	入曽地区については、中旬に車で一回りしました、草のほうも落ち着いてきました。夏の全筆調査で草の酷かったところが、解消されているところもちろぼら見られます。ただ、毎年同じ人、同じ所が同じような状態で続いているので、引き続きお声がけをさせていただきたいと思っております。
議 長	続いて、堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員	<p>全筆調査で回ったところを車でまわりましたが、だいぶ解消されていると思います。ただ、管理できる人とできない人がいまして、かなりひどい場所も見受けられます。今後とも対処をお願いしていきたいと思います。</p> <p>利用権設定については、現地を見ましたが、きちんと管理されており問題ないと思います。</p>
議 長	<p>続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。</p>
山下委員	<p>変電所の入り口で草がひどい家がありまして、草も乾いていて火災が心配だったため3回お宅に伺いましたが不在でした。まだ解消されておりません。</p>
議 長	<p>続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。</p>
平本委員	<p>草については、管理できない方はできないので戸別訪問するしかありません。今後また声がけしていきたいと思います。利用権設定4件については、受け人は米づくりを地域の中心になって熱心にやっておられる方なので、今後も耕作については問題ないと思います。</p>
議 長	<p>次に柏原地区小谷野推進委員、お願いします。</p>
小谷野委員	<p>車で一回りしました。草が枯れてきて野木のほうが心配です。今後も見回りをしていきたいです。</p>
議 長	<p>次に松村推進委員、お願いします。</p>
松村委員	<p>全筆調査の後、見回してきました。全体の70%は以前と変わりません。20%は、草刈りだけはしてあって、耕されてはいません。10%はトラクターできれいにうなわれていて、黒い土が見えている畑が3枚ほどありました。笹井でも有名な、茶畑を有機農法で自然に腐らせて除草剤は使わないという畑を見ましたが、きれいになっていて、野菜が作ってありました。</p>
議 長	<p>次に渡邊推進委員、お願いします。</p>
渡邊委員	<p>私の方は一周回りました。草刈りしていたのが1か所、除草剤を撒いてきれいにしたのが2か所、耕耘がされたところが2か所、前会長の時代から問題とされていた箇所は、諸口委員が動いて草刈りした箇所が1か所ありました。その方も自然農法ということですが、農地をまとめる等しないと共存が難しい農法と思いました。利用権設定については、一生懸命なさっている方なので問題ないと思います。</p>
事務局	<p>今、自然農法についてお二方からお話ありましたが、堀兼の青柳の方につきましては前会長から話がありまして、諸口委員も大変対応に困っている中で、地域の事を考えてやっていただいています。今後、自然農法が増えた時にどうするか考えた場合に、我々が普通と思っている「草を生やさない」事と違う方法が普通と考える人がいます。そのような人は、農地の交換をしてやってもらうしかないのではないかと思います。</p> <p>農協の担い手育成塾でも、他市の状況で自然農法の話もありましたが、農地の交換までは進んでいないようです。他の多くの方に迷惑をかけてしまうことを</p>

事務局	<p>考えると、今後粘り強く農地の交換について考える必要があるのではないかと思います。</p>
議長	<p>報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。  (質疑なし)  無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。  各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しくお願いいたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条項の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。</p>
田口委員	<p>議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。  申請地は狭山市大字堀兼字富士見台2131番1、地目は畑、地積は393㎡です。現在は耕起中となっています。許可後は直売用の野菜の作付けを予定しています。</p> <p>譲受人は、狭山市堀兼に居住する農業者で、総耕作面積は、26,837.52㎡です。  その内訳としましては、所有面積で畑が23,721.52㎡、借入面積は3,116㎡となります。  根拠法令といたしまして、  法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します  〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに 該当します  〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します  〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します  〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します  〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します  〃 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します  以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。  質疑を受け付けます。  (質疑なし)  質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。  賛成の方の挙手を願います。  挙手総員です。よって、本件を『許可』します。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。</p>

<p>浅見委員</p>	<p>議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。  申請地は狭山市大字上広瀬字上ノ原1306番の6、地目は畑、地積は70㎡です。  農地区分につきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10ha以上の集団性がある はい</li> <li>・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい</li> <li>・インフラの整備が進んでいる はい</li> </ul> <p>上水道 あり 下水道 なし ガス管 あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ</li> </ul> <p>以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、駐車場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。</p> <p>(理由書1の朗読)</p> <p>理由書1により、次の項目が読み取れます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性は 適</li> <li>・緊急性は 適</li> <li>・周辺農地への影響は なし</li> <li>・代替性は 適</li> <li>・目的実現性は 適</li> </ul> <p>根拠法令としては、農地法第4条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。  質疑を受け付けます。  (質疑なし)</p> <p>質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。  賛成の方の挙手を願います。  挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。</p>
<p>小野田委員</p>	<p>議案番号5整理番号1について審査結果を報告します。  申請地は狭山市大字水野字逃水13番の1ほか3筆、地目は畑、地積は合計727㎡です。  農地区分につきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10ha以上の集団性がある はい</li> <li>・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ</li> <li>・インフラの整備が進んでいる いいえ</li> </ul>

小野田委員	<p>・ 駅、インターチェンジから300m以内である いいえ</p> <p>以上のことから、申請地は農振農用地と考えます。事業計画者は、東京都中央区で電気の供給に関する事業を行っている法人です。転用目的は、送電鉄塔の建替工事です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。</p> <p>(理由書2の朗読)</p> <p>理由書2により、次の項目が読み取れます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性は 適</li> <li>・ 緊急性は 適</li> <li>・ 周辺農地への影響は なし</li> <li>・ 代替性は 適</li> <li>・ 目的実現性は 適</li> </ul> <p>根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法施行令第11条第1項第1号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>通常電気事業者が鉄塔を建てる場合、鉄塔敷きについては不要案件です。ただし、今回の場合は、それに伴う資材置場や、人の休憩所であるので、許可を要します。また、農振農用地、青地であるため、通常であれば農業用のものでなければ転用はできないですが、農業振興計画の整備計画に支障がないものについては、一時転用として許可ができます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>質疑等を受け付けます。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。</p>
小野田委員	<p>議案番号5整理番号2について審査結果を報告します。</p> <p>申請地は狭山市大字北入曾字入間野1002番の2他1筆、地目は畑、地積は合計489㎡です。</p> <p>農地区分につきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10ha以上の集団性がある はい</li> <li>・ 500m以内に2つ以上の公共施設がある はい</li> <li>・ インフラの整備が進んでいる はい</li> <li>上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし</li> <li>・ 駅、インターチェンジから300m以内である いいえ</li> </ul> <p>以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は白</p>



小野田委員	<p>地です。申請者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。</p> <p>(理由書3の朗読)</p> <p>理由書3により、次の項目が読み取れます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性は 適</li> <li>・緊急性は 適</li> <li>・周辺農地への影響は なし</li> <li>・代替性は 適</li> <li>・目的実現性は 適</li> </ul> <p>根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条、第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>図面を見ると、庭は広いように思われます。農地転用は、農地種別にかかわらず、必要最低限の面積に限られるという大前提があります。農林振興センターにも確認をしたところ、3種農地という事もあり、また理由書によりますと公園などがなく、子どもの遊び場がない中で、安全対策を考える中で庭を広くとることがやむを得ないと話がつきました。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>質疑等を受け付けます。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。</p>
細田委員	<p>議案番号5整理番号3について審査結果を報告します。</p> <p>申請地は狭山市大字上奥富字上川原1249番の1他1筆、地目は畑、地積は合計349㎡です。</p> <p>農地区分につきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10ha以上の集団性がある いいえ</li> <li>・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい</li> <li>・インフラの整備が進んでいる はい</li> <li>上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし</li> <li>・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ</li> </ul> <p>以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。転用目的は、住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。</p>

細田委員	<p>(理由書4の朗読)</p> <p>理由書4により、次の項目が読み取れます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性は 適</li> <li>・緊急性は 適</li> <li>・周辺農地への影響は なし</li> <li>・代替性は 適</li> <li>・目的実現性は 適</li> </ul> <p>根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>質疑等を受け付けます。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。</p>
浅見委員	<p>議案番号5整理番号4について審査結果を報告します。</p> <p>申請地は狭山市大字下広瀬字西野747番の1他6筆、地目は畑、地積は合計7360.36㎡です。</p> <p>農地区分につきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10ha以上の集団性がある いいえ</li> <li>・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ</li> <li>・インフラの整備が進んでいる いいえ</li> <li>・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ</li> </ul> <p>以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市で運送業の事業を行っている法人です。転用目的は、倉庫・駐車場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。</p> <p>(理由書5の朗読)</p> <p>理由書5により、次の項目が読み取れます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性は 適</li> <li>・緊急性は 適</li> <li>・周辺農地への影響は なし</li> <li>・代替性は 適</li> <li>・目的実現性は 適</li> </ul> <p>根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。          質疑等を受け付けます。          (質疑なし)          質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。          賛成の方の挙手を願います。          挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。          なお、本件は3000㎡超えの案件ですので、県提出の前に農業会議の意見を付す事となります。</p> <p>次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」を議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(相続税の納税猶予に関する適格者証明願の説明)
議 長	<p>説明が終わりました。          質疑を受け付けます。          (質疑なし)          質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。          賛成の方の挙手を願います。          挙手総員です。よって、本件を承認します。          以上をもちまして、本日の議題は終了しました。</p> <p>次に、協議・報告事項に移ります。          事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料4の説明          農地法第3条の届出は、相続が10件です。整理番号5番はあっせんの希望があります。総面積につきましては合計41筆、40,473.61㎡です。田が2,522.00㎡、畑が37,951.61㎡です。</p> <p>農地法第4条の届出は、1件、内訳は住宅敷地、転用面積は388㎡。          農地法第5条の届出は、3件、内訳は住宅敷地、転用面積の合計は、1,433㎡です。          以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を受け付けます。          (質疑なし)          質疑は無いようです。</p> <p>次に農地利用活性化について研修を行います。局長の説明により研修といたします。局長、よろしく願いいたします。</p>

局 長	農地利用活性化についての研修 農業者年金加入促進について説明
議 長	ありがとうございました。 委員から何かありますか。 (質疑なし) 無いようですので、これもちまして、第11回狹山市農業委員会総会を終了 します。ご協力ありがとうございました。